

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出量(調整後排出係数)、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690 以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %以上 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、「3 各用語の定義」を参照

※1 経済産業省「電力の小売業者に関する指針(令和元年9月改定)」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただ

し、新たに電力の供給に参入した小売業者事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

- ※2 一般財団法人日本品質保証機構の認証に係るグリーン電力証書に限る。
- ※3 新規参入業者については、環境配慮目標として以下の全ての項目を設定し、公表すれば、上記1 2 3の項目に係る代替数字として用いることができる。
 - ①令和5年度以降の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数の目標値
 - ②令和5年度以降の未利用エネルギー活用目標
 - ③令和5年度以降の再生可能エネルギー導入目標

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を舞鶴市に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在グリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を舞鶴市長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているか確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

3 各用語の定義

用語	定義
① 令和2年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した係数とし、当該係数がない場合は、各電気事業者がホームページで公表している全電源平均の令和2年度の係数とする）とする。
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。 令和2年度の未利用エネルギー活用状況（%）

	$= A / B \times 100$ <p>ただし、 A=令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端 (kWh)) B=令和2年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>① 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>② 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。) をいう。</p> <p>ア 工場等の排熱又は排圧</p> <p>イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。) 第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>ウ 高炉ガスまたは副生ガス</p> <p>③ 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量及び令和2年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギー利用促進の観点から、令和2年度における再生可能エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>令和2年度の再生可能エネルギー導入状況</p> $= (A + B + C + D + E) / F \times 100$

	<p>ただし</p> <p>A = 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））</p> <p>B = 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>C = グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）</p> <p>D = J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>E = 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>F = 令和2年度の供給電力量（需要端（kWh））</p> <p>※項目C、D、Eは令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、㊦バランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>② 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用料（A + B + C + D + E）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>③ 令和2年度の供給電力量（F）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・ 需要逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とならない。</p>
--	---